

7月5日(火)、東北財務局の中田悟局長等が本会を訪れ、本会藤澤正義会長ならびに伊藤邦夫専務理事と本県を含む東北管内の経済金融情勢等について意見交換を行いました。

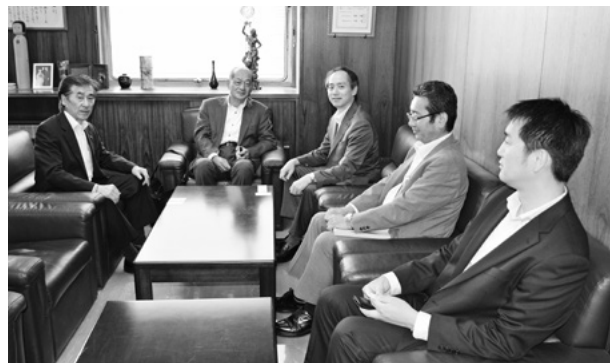
中田局長は岐阜県出身で、宮内庁長官官房主計課長、財務省大臣官房会計課長の要職を経て6月から現職にあり、就任挨拶のため本会を訪れたものです。

藤澤会長は、「マイナス金利をはじめとする最近の金融情勢により、金融機関の貸出の仕方も変わってきている。中小企業・小規模事業者にとっては、長期に大口の貸出を受けるよりは、機動的に小口で資金を融通できる方がありがたいため、今後も引き続き支援をお願いしたい。」と述べられました。

これに対し、中田局長は、「日銀のマイナス金利政策の導入が地方へ与える影響を注視しつつ、

秋田県をはじめとする東北各県が抱える様々な課題を踏まえ、金融機関とともに、地域経済の活性化に寄与していきたい。」と抱負を述べられました。

また、スキー部に所属していた学生時代の思い出話も披露されました。



〔中田局長(右奥)と藤澤会長(中央)〕

## 中小企業組合等支援施策情報

### 生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者を積極的に支援

～「中小企業等経営強化法」が施行されました～

少子高齢化や人材不足等により、大企業と中小企業・小規模事業者の生産性格差が拡大基調にある中で、包括的な生産性向上施策の一環として、本年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行されました。本号では、本法律の概要についてご紹介します。

#### 「中小企業等経営強化法」施行の背景

##### ■ 生産性向上の必要性

少子高齢化や人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的に生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要です。

##### ■ 業種横断的な経営課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取組をさらに普及させることが重要です。

そのためには、支援機関の伴走型の支援によるきめ細かな経営課題の解決が必要です。

##### ■ 業種別の経営課題への対応

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題や生産性向上のための取組方法は、事業分野や規模ごとに異なります。そのため、同業者等のベストプラクティスをもとに、自社において対策が講じられるように、取組を分かりやすく提供する必要があります。

##### ■ 中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在です。中堅企業の生産性向上を一体的に支援することで、地域経済への大きな波及効果が期待出来ます。

#### 「中小企業等経営強化法」の概要

##### ■ 生産性向上に役立つ取組を中小企業・小規模事業者等へ分かりやすく提供

少子高齢化や人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的に生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要です。

##### ■ 生産性を向上させる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援

中小企業・小規模事業者等は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請し、認定された事業者は様々な支援措置を受けられます。

## 「経営力向上計画」とは？

中小企業等経営強化法では、新たに「経営力向上計画」が新設されました。

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、中小企業・小規模事業者は自らの経営を見直し、経営を向上させるための「事業分野別指針」を参照しながら「経営力向上計画」を策定し、認定を受けることができます。なお、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

### －経営力向上の事例－

#### ■ サービス業における取組(例)

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。

#### ■ 製造業における取組(例)

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

## 「経営力向上計画」認定事業者に対する支援内容

### ■ 新たな機械設備の投資に係る固定資産税の特例

中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減します。

史上初の固定資産税での設備投資減税であり、赤字企業にも大きな減税効果が期待できます。

#### －適用期間－

3年間(平成30年度末までの投資)

※中小企業等経営強化法の施行日以降に取得した資産が対象

#### －支援対象－

☞ 中小企業者が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)

☞ 生産性を高める機械装置が対象

※生産性が年平均1%以上(10年以内に販売開始)向上する設備であって、160万円以上の新たに取得した機械装置が対象

### ■ 固定資産税の軽減措置以外の支援措置

政策金融期間の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

#### －商工中金による低利融資－

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

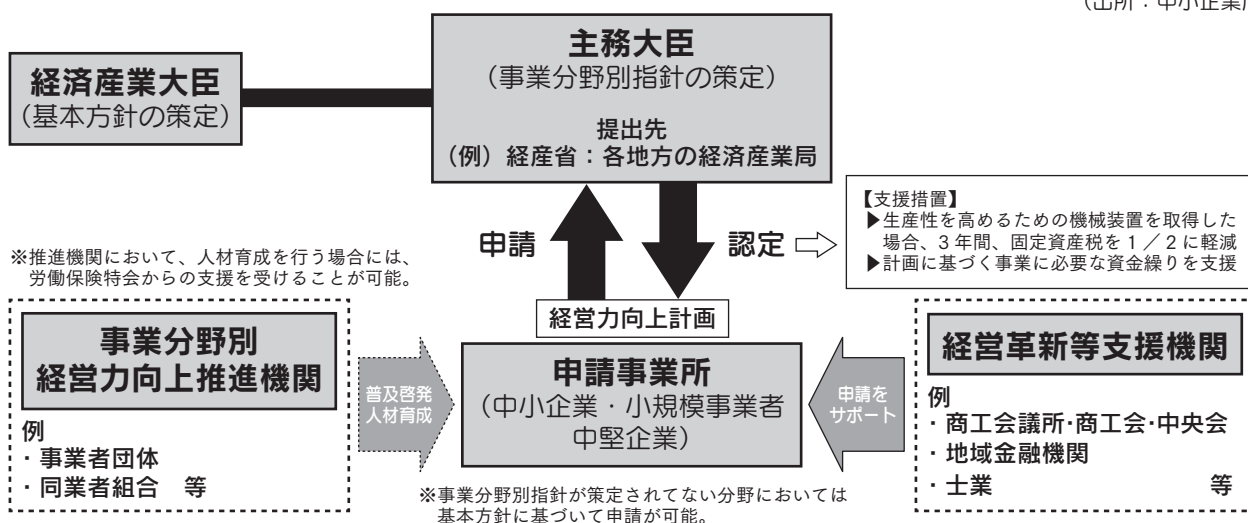
#### －中小企業信用保険法の特例－

中小企業者は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

その他、「中小企業投資育成株式会社の特例」や「日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット」、「中小企業基盤整備機構による債務保証」、「食品流通構造改善機構による債務保証」に係る支援措置があります。

## 「中小企業等経営強化法」スキーム

(出所：中小企業庁)



なお、本会も認定経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者の皆様の経営力向上に向けた支援を積極的に行ってまいりますので、どうぞご相談下さい。

【お問い合わせ先】 本会 事業振興部(☎018-863-8701)

大館支所 (☎0186-43-1644)

横手支所(☎0182-32-0891)